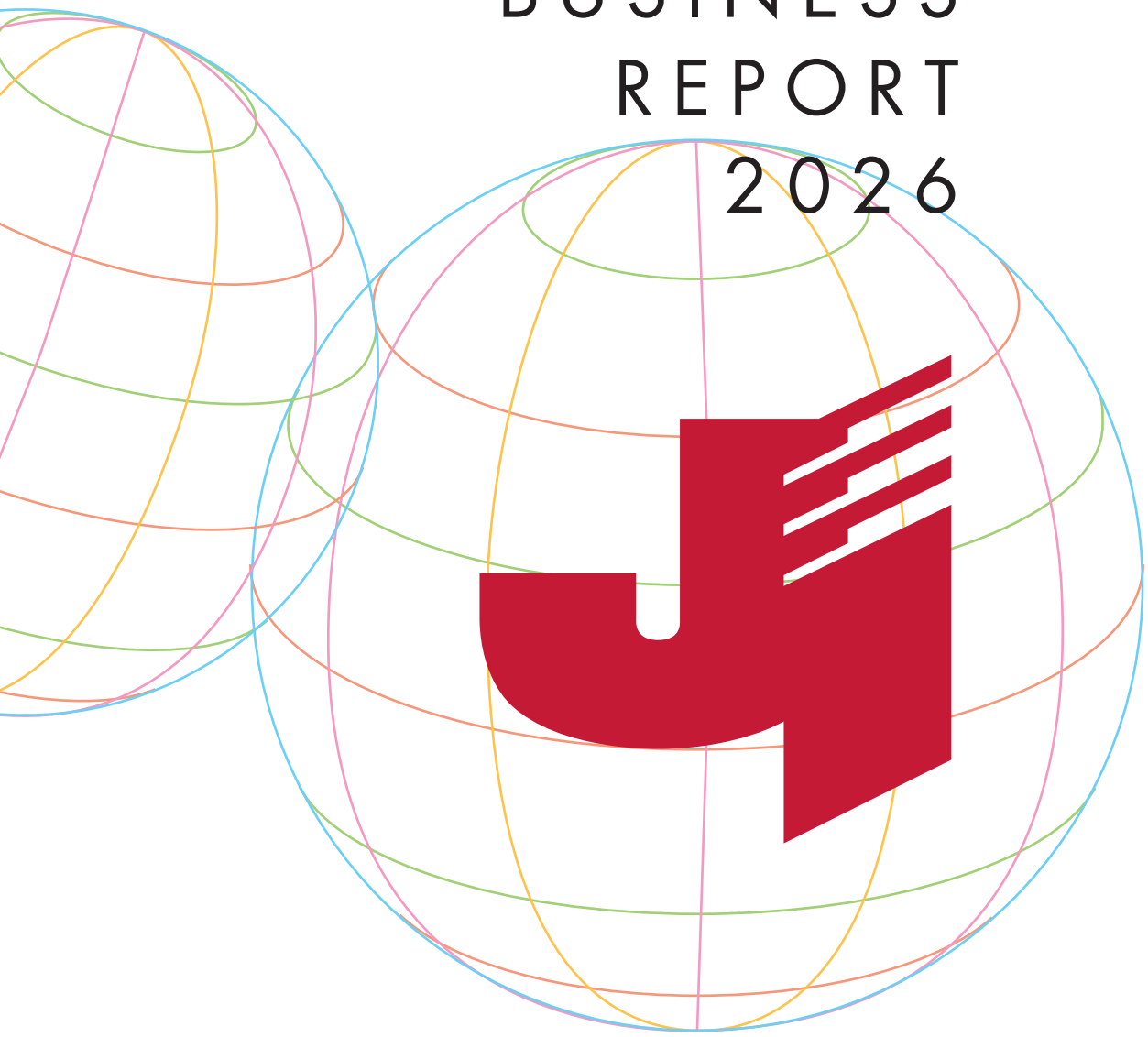
BUSINESS REPORT 2026



単体ベースのソルベンシー・マージン情報

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

現　況

1 主要な経営指標等の推移

（単位：百万円）

項目＼年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料 （対前期増減（△）率）	5,294 (22.9%)	10,525 (98.8%)	12,429 (18.1%)	12,485 (0.4%)	13,661 (9.4%)
保険引受利益 （対前期増減（△）率）	△ 2,388 (△ 126.3%)	△ 2,335 –	△ 512 –	401 –	△ 77 (△ 119.3%)
経常収益 （対前期増減（△）率）	5,407 (△ 68.7%)	10,658 (97.1%)	12,582 (18.1%)	13,218 (5.1%)	13,905 (5.2%)
経常利益 （対前期増減（△）率）	△ 2,347 (△ 125.3%)	△ 2,280 –	△ 493 –	597 –	△ 15 (△ 102.5%)
当期純利益 （対前期増減（△）率）	△ 3,161 (△ 165.7%)	△ 2,286 –	△ 177 –	339 –	401 (18.3%)
正味損害率 （損害調査費含む）	49.0%	44.2%	38.9%	46.8%	42.3%
正味事業費率 （損害調査費除く）	88.0%	59.4%	56.3%	53.2%	52.7%
利息及び配当金収入 （対前期増減（△）率）	32 (△ 6.9%)	27 (△ 15.1%)	25 (△ 7.8%)	46 (83.4%)	75 (62.7%)
運用資産利回り （インカム利回り）	0.17%	0.15%	0.14%	0.25%	0.32%
資産運用利回り （実現利回り）	0.16%	0.45%	0.32%	1.00%	0.36%
時価総合利回り （参考）	0.29%	0.61%	0.57%	△ 0.46%	△ 0.14%
運用資産	18,391	17,846	18,680	18,529	19,212
責任準備金残高	6,788	8,631	9,329	8,915	9,463
有価証券残高	10,264	6,925	5,841	10,652	11,642
単体ベースのソルベンシー・マージン比率	–	–	–	–	537.0%
配当性向	0.0%	0.0%	0.0%	70.7%	69.8%
資本金 （発行済株式総数）	5,000 (100,000 株)	5,000 (100,000 株)	5,000 (100,000 株)	5,000 (100,000 株)	5,000 (100,000 株)
純資産額	10,641	8,374	8,230	8,333	8,376
総資産	20,659	20,819	22,098	21,900	23,441
従業員数	198 名	187 名	182 名	181 名	179 名

【代表的な経営指標の用語説明】

①正味収入保険料
個人や企業などの一般の契約者から引き受けた保険料（元受保険料）に他の保険会社から引き受けた受再保険料を加え、他の保険会社に支払った出再保険料を控除した保険料をいいます。積立保険を取り扱っている場合には、積立保険料のうち、積立部分の保険料も控除します。

②保険引受利益
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減した保険引受損益をいいます。
その他収支は、自賠責保険等に係る法人税相当額などをいいます。

③経常利益
通常の経営活動を通じて毎期経常的に生じる利益をいいます。（損失の場合は経常損失）損害保険会社の場合、保険引受収益、資産運用収益、その他経常収益の合計である経常収益から、保険引受費用、資産運用費用、営業費及び一般管理費、その他経常費用の合計である経常費用を引いたものになります。

④正味損害率
保険金支払業務に係る社費である損害調査費と正味支払保険金の合計額を正味収入保険料で除した割合を正味損害率といいます。
（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

⑤正味支払保険金
元受保険に係る支払保険金と受再保険に係る支払保険金の合計から出再保険により回収した保険金を控除した保険金を正味支払保険金といいます。

⑥正味事業費率
保険引受に係る営業及び一般管理費と諸手数料及び集金費の合計を正味収入保険料で除した割合を正味事業費率といいます。
（保険引受に係る営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費）÷正味収入保険料

⑦当期純利益
経常利益に特別損益を加え、法人税及び法人住民税を控除し、法人税等調整額を加減した最終的な利益をいいます。（損失の場合は、当期純損失）

⑧ソルベンシー・マージン比率
ソルベンシー・マージン比率とは、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。この比率が 100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。
2026 年 3 月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

⑨純資産額
総資産額から総負債額を引いたものをいいます。

⑩総資産
貸借対照表の「資産の部」の合計額のことをいいます。

業績データ

Ⅰ 事業の概要

1～4につきましてはディスクロージャー誌のP.62～70をご参照ください。

5 単体ベースのソルベンシー・マージン情報

(1)ソルベンシー・マージン比率とは

○ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力(そなえ)を持っているかを示す重要な指標です。この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。

○2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。

そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力(＝ソルベンシー・マージン)を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。

この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

・適格資本、所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。

これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。

適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層(Tier)に分類されます。

Tier1適格資本は、継続企業の前提(ゴーイングコンサーン)及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。

Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。

所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

・単体ベースの比率、連結ベースの比率

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。

単体ベースの比率とは、1つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。

(２)保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

区分（単体ベース）		2024年度(2025年3月31日現在)	2025年度(2026年3月31日現在)	増減
Tier1 適格資本の額 (B) － (C)	(A)	－	13,429	－
Tier1 適格資本に係る基礎項目の額	(B)	－	15,195	－
算入制限のない Tier1 資本調達手段の額		－	5,000	－
算入制限のある Tier1 資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外の Tier1 適格資本の額		－	10,195	－
Tier1 適格資本に係る調整項目の額	(C)	－	1,766	－
Tier2 適格資本の額 (E) － (F) － (G)	(D)	－	229	－
Tier2 適格資本に係る基礎項目の額	(E)	－	229	－
Tier2 資本調達手段の額		－	－	－
資本調達手段以外の Tier2 適格資本の額		－	229	－
Tier2 適格資本に係る調整項目の額	(F)	－	－	－
Tier2 適格資本への上限適用による控除の額	(G)	－	－	－
適格資本の額 (A)+(D)	①	－	13,659	－
生命保険リスクの額	(a)	－	－	－
損害保険リスクの額	(b)	－	1,637	－
巨大災害リスクの額	(c)	－	551	－
市場リスクの額	(d)	－	565	－
信用リスクの額	(e)	－	360	－
オペレーショナル・リスクの額	(f)	－	402	－
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	－	－	－
分散効果の額	(h)	－	878	－
所要資本の額（税効果考慮前）(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g) － (h)	(i)	－	2,639	－
所要資本の税効果の額	(j)	－	95	－
所要資本の額（税効果考慮後）(i) － (j)	②	－	2,543	－
ソルベンシー・マージン比率　①／②		－	537.0%	－

(注)「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)及び第87条(通常の予測を超える危険に対応する額)並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

(３)ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位：百万円)

要約（単体ベース）			
項　　目	イ	ロ	ハ
	2024年度(2025年3月31日現在)	2025年度(2026年3月31日現在)	増減
適格資本の額(A)	－	13,659	－
所要資本の額(B)	－	2,543	－
ソルベンシー・マージン比率 ((A)／(B))	－	537.0%	－

（４）適格資本の額の構成に関する事項

（単位：百万円）

適格資本の額の構成（単体ベース）		
項　　目	イ 2024 年度 （2025年3月31日現在）	ロ 2025 年度 （2026年3月31日現在）
Tier１適格資本の額（(B) － (C)）(A)	－	13,429
Tier１適格資本に係る基礎項目の額 (B)	－	15,195
算入制限のない Tier１資本調達手段の額	－	5,000
算入制限のある Tier１資本調達手段の額	－	0
資本調達手段以外の Tier１適格資本の額	－	10,195
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	－	9,152
資本剰余金（Tier２適格資本に算入されるものを除く）の額	－	－
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	－	△ 265
その他の拠出金等の額	－	－
経済価値ベースの調整額	－	1,309
Tier１適格資本に係る調整項目の額 (C)	－	1,766
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額	－	1,546
繰延税金資産の額	－	－
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額	－	219
他の金融機関等が意図的に保有している Tier１資本調達手段の額	－	－
自己の Tier１資本調達手段への投資の額	－	－
不適格再保険資産の額	－	－
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	－	－
Tier２適格資本の額（(E) － (F) － (G)）(D)	－	229
Tier２適格資本に係る基礎項目の額 (E)	－	229
Tier２資本調達手段の額	－	－
算入制限のある Tier１資本調達手段の制限を超過した額	－	－
払込済み Tier２資本調達手段の額	－	－
払込未済の Tier２資本調達手段の額	－	－
資本調達手段以外の Tier２適格資本の額	－	229
Tier２資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	－	－
処分制約のある資産のうち Tier１適格資本から控除される額	－	－
Tier２バスケット（上限適用後）の額	－	229
Tier２適格資本に係る調整項目の額 (F)	－	－
他の金融機関等が意図的に保有している Tier２資本調達手段の額	－	－
自己の Tier２資本調達手段への投資の額	－	－
Tier２適格資本への上限適用による控除の額 (G)	－	－
適格資本の額（(A) ＋ (D)）	－	13,659

(５)所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成（単体ベース）		
項　　目	イ 2024年度 (2025年3月31日現在)	ロ 2025年度 (2026年3月31日現在)
生命保険リスクの額 (A)	－	－
損害保険リスクの額 (B)	－	1,637
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	－	41
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	－	－
財物保険類似の商品に係るリスクの額	－	319
その他保険に係るリスクの額	－	1,431
巨大災害リスクの額 (C)	－	551
巨大自然災害リスクの額	－	512
日本における地震に係るリスクの額	－	64
日本における風水災に係るリスクの額	－	487
日本における雪災に係るリスクの額	－	144
外国における巨大自然災害リスクの額	－	－
その他の額	－	－
その他の巨大災害に係るリスクの額	－	203
マネジメント・アクションの効果の額	－	－
市場リスクの額 (D)	－	565
金利リスクの額	－	179
スプレッドリスクの額	－	76
株式リスクの額	－	412
不動産リスクの額	－	－
為替リスクの額	－	1
資産集中リスクの額	－	138
マネジメント・アクションの効果の額	－	－
信用リスクの額 (E)	－	360
オペレーショナル・リスクの額 (F)	－	402
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	－	－
分散効果の額 (H)	－	878
所要資本の額 (税効果考慮前) ((A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)－(H)) (I)	－	2,639
所要資本の税効果の額 (J)	－	95
所要資本の額 (税効果考慮後) ((I)－(J))	－	2,543

(注) 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。

(6)経済価値ベースのバランスシートに関する事項(単体ベース)

2025年度(2026年3月31日現在)　　(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科　　目	イ 財務会計ベースの額	ロ 組替えの額	ハ 評価替えの額	ニ 経済価値ベースの額(イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	23,441	457	△ 731	23,166
現金及び預貯金	7,538	20	－	7,559
コールローン	－	27	－	27
有価証券	11,642	△ 54	321	11,909
国債	3,936	－	－	3,936
社債	5,728	－	－	5,728
株式	301	373	321	996
外国証券	－	1,248	－	1,248
その他の証券	1,676	△ 1,676	－	－
有形固定資産	294	－	△ 30	263
建物	30	－	△ 30	－
その他の有形固定資産	263	－	－	263
無形固定資産	1,546	－	－	1,546
ソフトウェア	1,199	－	－	1,199
その他の無形固定資産	347	－	－	347
前払年金費用	219	－	－	219
繰延税金資産	685	－	△ 685	－
その他資産	1,513	6	－	1,519
再保険回収額		457	△ 336	120
負債の部				
総負債	15,064	△ 5,052	△ 2,041	7,970
保険負債(保険契約準備金)合計	11,530	△ 4,606	△ 2,136	4,786
現在推計の額 (保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	6,041			4,737
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				48
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	5,488	△ 5,488	－	－
非保険負債合計	3,534	△ 445	95	3,184
退職給付引当金	584	－	－	584
役員退職慰労引当金	74	－	－	74
その他の引当金	226	－	－	226
価格変動準備金	21	△ 21	－	－
繰延税金負債	－	－	95	95
未払法人税等	79	－	－	79
その他負債	2,548	△ 423	－	2,124
純資産の部				
純資産	8,376	5,509	－	15,195
株主資本合計	8,642	5,509	－	14,152
資本金	5,000	－	－	5,000
利益剰余金	3,642	－	－	3,642
規制上の準備金		5,509	－	5,509
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)	△ 265	－	－	△ 265
その他有価証券評価差額金	△ 265	－	－	△ 265
経済価値ベースの調整額				1,309

1．根拠法令
経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の２第１項第５号ニの定めにより、令和７年金融庁告示第74号および令和７年金融庁告示第75号に準拠して作成しております。
2．経済価値ベースのバランスシートの作成方針に関する事項
（1）資産の評価方法
① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおり。
Ⅰ．資産の部に計上される金融商品等
組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産および取引に基づき計上した上で時価に評価替えしております。市場価格のない株式については純資産価額法により時価評価しております。
Ⅱ．再保険を付した保険契約の再保険回収額
再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しております。なお、将来キャッシュ・フローの前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いております。
また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については原則的な取扱いでは格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。ただし、当該計算についてはプロポーショナリティ原則を適用し、回収不能想定額の計算を省略しております。
Ⅲ．繰延税金資産
繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を減算しております。
② 当社は、資産の評価において、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額についてプロポーショナリティ原則を適用し、簡便的に回収不能想定額の計算を省略しております。
プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。
③ 当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションを考慮しておりません。
④ 当社は、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用しておりません。
（2）負債の評価方法
① 当社における主な負債の評価方法は以下のとおり。
Ⅰ．経済価値ベースの保険負債
基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価しております。具体的には次の通りです。
ⅰ．認識
当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しております。
ⅱ．将来キャッシュ・フローの見積り
ａ．契約の境界線
現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利および義務に基づき判断しております。
ｂ．将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提
損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については第一の簡便法を用いており、第一の簡便法に用いるコンバインドレシオ・新契約費については商品の種類別に設定し、直近の実績を反映しております。
損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約の特性を反映しております。
それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。
ⅲ．割引率
割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（以下、「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しております。リスクフリー・レートのイールド・カーブは、流動的な国債から得られる市場金利に基づき設定しております。調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しております。主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
円	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

ⅳ．MOCE
MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しております。
ⅴ．繰延税金負債
繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金負債の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額を加算しております。
② 当社は、負債の評価において、損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計について、原則的な取扱いは将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均の金額であるものの、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用し、簡便的に所定の割引率で割り引くことを省略しております。
プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。
③ 当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションを考慮しておりません。
④ 当社は、負債の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用しておりません。
（3）経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由
本年度が初年度のため、該当事項はありません。
3．経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項
本年度が初年度のため、該当事項はありません。
4．経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項
（1）会計上の見積りに関する事項
① 会計上の見積りにより当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートにその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす可能性があるもの
翌事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす可能性があるものとして、保険負債を認識しております。
② 当事業年度に係る経済価値ベースのバランスシートの①に掲げる項目に計上した額
当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した保険負債の金額4,786百万円。

③　会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

Ⅰ．当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記３．（２）負債の評価方法に記載のとおりです。

Ⅱ．当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計およびMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記３．（２）負債の評価方法に記載のとおりです。

ⅰ．損害率、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提

（２）会計上の見積りの変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

５．特別勘定の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第118条第１項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

６．重要な後発事象に関する事項

当事業年度の末日後、経済価値ベースのバランスシートに重要な影響を及ぼす事象はありません。

（7）外国証券の種類別差異調整に関する事項

2025年度（2026年3月31日現在）　（単位：百万円）

外国証券の種類別差異調整（単体ベース）				
項　目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ＋ロ＋ハ）
外国証券	－	1,248	－	1,248
国債	－	1,248	－	1,248
地方債	－	－	－	－
社債	－	－	－	－
株式	－	－	－	－
その他	－	－	－	－

（注）本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

(8)保険負債の商品別差異調整に関する事項

2025年度(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整(単体ベース)						
項　　目	イ 財務会計ベースの額	ロ 再保険のグロスアップ	ハ 非経済前提の更新	ニ 経済前提の更新	ホ その他	ヘ 経済価値ベースの額 (MOCEの額を除く)
保険負債	6,041	441	△ 2,268	－	522	4,737
生命保険契約等	－	－	－	－	－	－
損害保険契約等	6,041	441	△ 2,268	－	522	4,737
未経過責任に係る保険負債	3,975	303	△ 2,431	－	522	2,370
財物保険類似	899	234	△ 521	－	60	672
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	137	51	△ 127	－	－	62
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	－	－	－	－	－
その他保険	2,937	17	△ 1,782	－	462	1,635
既経過責任に係る保険負債	2,066	137	163	－	－	2,367
財物保険類似	176	48	13	－	－	238
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	77	17	3	－	－	98
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	－	－	－	－	－
その他保険	1,811	71	146	－	－	2,029
再保険回収額	－	441	△ 340	－	19	120
生命保険契約等	－	－	－	－	－	－
損害保険契約等	－	441	△ 340	－	19	120
未経過責任に係る保険負債	－	303	△ 340	－	19	△ 17
財物保険類似	－	234	△ 255	－	19	△ 1
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	－	51	△ 47	－	－	4
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	－	－	－	－	－
その他保険	－	17	△ 37	－	0	△ 19
既経過責任に係る保険負債	－	137	－	－	－	137
財物保険類似	－	48	－	－	－	48
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	－	17	－	－	－	17
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	－	－	－	－	－
その他保険	－	71	－	－	－	71

(9) ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

2025年度(2026年3月31日現在)　　(単位:百万円)

感応度分析(単体ベース)								
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利50ベーシス・ポイント上昇	円金利50ベーシス・ポイント下降	米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇	米ドル金利50ベーシス・ポイント下降	円金利UFR50ベーシス・ポイント下降	株式・不動産10%下落	為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	537.0%	△ 9.5%	9.9%	△ 2.4%	2.5%	−	△ 1.9%	−
適格資本の額	13,659	△ 82	84	△ 21	22	−	△ 50	−
総資産	23,166	△ 114	116	△ 29	31	−	△ 69	−
保険負債の額(MOCEを除く)	4,737	−	−	−	−	−	−	−
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	48	0	0	−	−	−	−	−
非保険負債の額	3,184	△ 32	32	△ 8	8	−	△ 19	−
純資産の額	15,195	△ 82	84	△ 21	22	−	△ 50	−
所要資本の額	2,543	30	△ 30	7	△ 7	−	△ 0	−
生命保険リスクの額	−	−	−	−	−	−	−	−
市場リスクの額	565	△ 2	2	△ 1	1	−	△ 37	−

(注)シナリオ「ヘ．円金利UFR50ベーシス・ポイント下降」及び「チ．為替10%円高」につきましては、ソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が1%未満であるため、記載を省略しております。

(10)ソルベンシー・マージン比率の計算(単体ベース)に用いられた前提及び手法に関する事項

① 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

ア．割引率

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、流動的な国債から得られる市場金利に基づき設定しております。調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しております。主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
円	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

イ．保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績を反映しております。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

② 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

所要資本の額の計算において、再保険によるリスク削減効果をリスク削減手法として反映しております。

③ ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

上記①および②に記載した事項のほかに、ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた重要な前提及び手法に関する事項はありません。

④ ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

(11) ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門(以下、「業務部門」)から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及びソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者(以下、「検証責任者」)を選任しております。検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいております。検証責任者の選任に当たっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めております。取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。